

審第442号-1
答申第647号
令和8年4月21日

千葉県企業局長 横山 尚典 様

千葉県情報公開審査会

委員長 中岡 靖

審査請求に対する裁決について（答申）

令和4年12月20日付け企管総第1515号による下記の諮問について、別紙のとおり
答申します。

記

諮問第1176号

令和4年11月7日付けで審査請求人から提起された、令和4年10月24日付け企管総
第1240号で行った行政文書部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県企業局長（以下「実施機関」という。）が令和4年10月24日付け企管総第1240号で行った行政文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）で不開示とした情報のうち、法人の事業情報及び法人の預金口座に関する情報は開示すべきである。実施機関のその余の決定は妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、令和4年8月24日付けで千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 請求の内容

本件請求の内容は、「千葉県企業局財務規程（昭和39年水道局管理規程第6号）第167条第7項で規定する、随意契約を締結しようとしたときに、二人以上から徴した見積書のうち、管理部総務企画課が取得したものであり、かつ、取得日（收受印の日付で決定。ない場合、見積書の記載の作成日）が令和3年4月1日から令和3年9月30日までのもの」である。

3 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に係る対象文書として、「第63回水道週間ポスター・標語コンクール入賞者記念品、賞状用丸筒の購入」、「第63回水道週間ポスター・標語コンクール」賞状、作品集、展示用標語の印刷、「冊子「千葉県営水道事業中期経営計画」、
「千城台職員住宅3号棟産業廃棄物処理業務委託」、「令和3年度OJT推進責任者・担当者研修」、「ペットボトル水分析業務委託」、「【企業3-9】冊子「令和2年度水道事業年報」、
「高根台職員住宅樹木剪定業務委託」及び「ノートパソコンの購入」に関する見積書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、本件決定を行った。

4 審査請求

審査請求人は、本件決定を不服として、令和4年11月7日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件決定の取り消しを求める。

2 審査請求の理由

本件の通知書「開示しない部分」によると、見積書の法人の代表者の印影を開示しないこととし、「開示しない理由」によると、「公にすることにより、当該法人の印影が偽造等され悪用されるなど、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」ため、開示請求の対象である見積書の法人の代表者の印影は、条例第8条第3号に該当するとのことである。

しかし、東京地方裁判所平成17年11月10日判決（平成17年（行ウ）第74号。以下「東京地裁判決」という。）は反対の結論である。裁判所の「争点に対する判断」として、その事件で争われた、宮内庁長官官房主計課長あての見積書のうち、納入者住所氏名印欄の法人印及び代表者印又は支店長印による印影部分について、「被告（国）が主張するような偽造による不法な侵害の生ずるおそれの存否という観点からは、法人等の使用する印章の印影一般と選ぶところがなく、金融機関に対する届出印のような特別の事情が存するものとは認められないことから、結局、法人等の正当な利益を害するおそれがある場合について規定した情報公開法5条2号イには該当しない」と判示した。

よって、本件対象文書中の法人の代表者の印影は、条例第8条第3号イに該当しないため、不開示情報ではない。

第4 実施機関の弁明要旨

1 弁明の趣旨について

本件審査請求は、これを棄却することが相当である。

2 対象文書の特定及び内容について

（1）対象文書の特定について

実施機関は、本件請求に対し、本件対象文書を特定した。

（2）対象文書の内容について

本件対象文書は、令和3年4月1日から令和3年9月30日までに二人以上から見積書を徴して随意契約を行った案件で、管理部総務企画課が取得した見積書である。

3 不開示部分及び不開示理由について

本件対象文書にある、連絡先氏名、連絡先メールアドレス、担当者氏名及び印影は個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものであることから、条例第8条第2号に該当する。また、企業ID、連絡先FAX番号、連絡先メールアドレス、法人の代表者の印影、法人の事業情報及び法人の預金口座に関する情報は、公にすることにより、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、条例第8条第3号イに該当する。さらにシステム関連情報は、入札等に関するシステムで使用するシステム内部に関する情報であり、公にすることによりいたずらや偽計等に使用された場合、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第8条第6号に該当する。

4 弁明の内容

請求人は、前記第3 2のとおり主張している。

このことについては、審査請求人が引用している判例に関して、後に被告が控訴した際の裁判の判決（東京高等裁判所平成17年（行コ）第315号。以下「東京高裁判決」という。）も併せて考慮する必要がある。

同判決では、公知の事実として、事業者である会社が使用する印鑑について、それぞれ「代表者の登録印」「銀行取引印」「社印」「副印」及び「社判」として整理し、その性質や重要性について言及した上で、この裁判で争われた各不開示部分の印影は「社印」と「副印」であることが明らかになったことから、「社印」及び「副印」は情報公開法第5条第2号イの不開示情報に該当しないとして原判決を相当としている。

請求人が審査請求書で引用している東京地裁判決及び東京高裁判決では、法人の代表者印のうち、登録印や銀行取引印ではない印（社印、副印等）は重要性の低い文書に使用されること、その使用場面から、印影を偽造して使用するといったことが行われる危険性が低い（偽造の可能性が無いとは言えないが蓋然性が高いとまでは言えない）等を考えると、印影を開示しても、事業者の正当な利益が損なわれるおそれが客観的に認められるということとはできないとしている。

一方で、印影の偽造の危険性について、東京地裁判決では「法人等の印影が公にさ

れることにより、それを模した印影を再現することが物理的に容易になることは否定できない」とし、更に東京高裁判決では、「近時、コンピューター、スキャナー等による複写技術の高度化により、預貯金通帳の印影の偽造がされて金融機関から預貯金の払戻がされる被害が生じたことなどが、社会問題となったところである」と言及している。

この印影の偽造の危険性を考慮したものとして、大阪地方裁判所令和2年（行ウ）第99号の判決では、法人の代表者印について、非公開情報に該当するとしている。

これは、当該案件において押印された印影は、事業者が当該文書を真正に作成したことを示す際に用いる印章であることが認められ、印影に係る印章の重要性の高さがうかがえるほか、文書の性質が法人の作成する文書のうち不特定多数の者に広く開示することを予定していないものであること、科学技術の発達に伴う印影の読み取り技術及び複製技術の向上等により、印影を公開することでこれを用いた文書の偽造等の犯罪に利用されるおそれなどを併せて考慮したものである。

特に、科学技術の発展については、契約における押印見直しに関して、令和2年6月19日付け内閣府・法務省・経済産業省の連名により発出された「押印に関するQ&A」において「3Dプリンター等の技術の進歩で、印章の模倣がより容易であるとの指摘もある」と見解を示しており、技術の向上等による印章の模倣の容易化は広く認知されているところである。

このことから、東京地裁判決及び東京高裁判決から17年経過し、社会情勢が先述のように大きく変化した中、東京地裁判決を引用する請求人の主張は根拠に乏しい。

なお、本件対象文書にある法人の代表者印については、それがいかなる性質の印章かに関らず、条例第8条第3号イに該当する不開示情報であると思料する。

これは、東京高裁判決における印鑑の整理を引用したとき、本件対象文書に押印された法人の代表者の印影が「代表者の登録印」又は「銀行取引印」であった場合、このことを理由に不開示情報であると結論付けたときには、逆説的に、当該事業者は見積書に「代表者の登録印」又は「銀行取引印」を押印していることが開示請求者に明らかにされることになり、印章の模倣がより容易となった現在においては、仮に印章の模倣がされた場合に、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれが高まるため、印章の性質を問わず、法人の代表者印は、条例第8条第3号イに該当し不開示情報であるとの整理が妥当と思料されるためである。

以上から、法人の代表者の印影は、当該文書が法人の真意に基づいて作成された真正なものであることの認証的な意味があるものと認められることから、特別な管理がされているものと推認され、当該法人に係る情報であって、公にすることにより当該法人の印影が偽造等されることにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものである。

このため、条例第8条第3号イに規定する「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当しないため不開示情報ではないとした請求人の主張には理由がない。

第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張、実施機関の弁明及び本件対象文書を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

1 本件決定について

実施機関は、前記第2 3のとおり本件決定を行った。これに対して審査請求人は本件決定の取り消しを求めているため、本件決定の妥当性について次のとおり検討する。

(1) 法人の代表者の印影について

本件対象文書は、千葉県企業局に対して各企業から提出された見積書であり、当審査会がその内容を見分したところ、これに押印された当該不開示部分の印影は、見積書を真正に作成したことを公的に示す際に用いる印章の印影であって、その形状は、かかる認証的機能を有するにふさわしいものと認められた。そうすると、当該印影に係る印章は、当該法人の契約書類等の重要書類にも使用するものとして特別な管理がされているものと推認され、その印影を公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。

したがって、当該情報について、条例第8条第3号イに該当し不開示とした実施機関の判断は妥当である。

審査請求人は、前記3 2のとおり、東京地裁判決を示して見積書に押印された印影を開示すべきと主張する。同判決及び控訴審の東京高裁判決は、見積書の印影に係る印章が社印若しくは副印であると認定した上で、当該社印や副印が、広く請

求書や見積書、領収書等の比較的重要性の低い文書に使用されており、取引の相手方なら誰にでも開示されていることや、印影が取引相手以外の第三者の手に入ることによる印鑑偽造のおそれがそれほど高くないこと等を理由に、事業者の正当な利益が損なわれるおそれは客観的には認められないと判断したものである。

しかしながら、本件対象文書の印影は、社印又は副印とは認定できず、むしろその形状からすれば真正に作成したことを公的に示す際に用いる印章というべきものであるから、上記東京地裁判決及び東京高裁判決の事件とはその前提を異にする。また、印鑑が偽造されるおそれが容易になることは否定できないなどの両判決の指摘については、科学技術の発達に伴う印影の読み取り技術及び複製技術の向上等を考慮すれば、上記判決の言い渡し時と比較しても、本件開示決定時点における印鑑の偽造はより容易になっているものと考えられる。

以上からすれば、当該審査請求人の指摘は上記判断を左右しない。

(2) 企業 I D

当該情報は、実施機関で使用する入札等に関するシステムにおいて、当該システムに登録された個別の企業ごとに割り振られる番号である。

当審査会が事務局職員をして確認させたところ、見積書の提出等を行おうとする事業者等が当該システムにログインする際には、同システムにより発行される利用者番号及びパスワードの入力が求められ、企業 I Dの一部には利用者番号が含まれるとのことであった。

そうすると、当該情報を公にすることで、悪意を持った者の成りすましによるログインが行われ、システムが悪用されることも考えられるなど、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められることから、当該情報は条例第 8 条第 3 号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(3) 法人の担当者の氏名及び印影について

当該情報は、法人の担当者の個人に関する情報であり、いずれも特定の個人を識別できる情報であることから、条例第 8 条第 2 号前段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため不開示とすることが妥当である。

(4) 連絡先 F A X 番号及び連絡先メールアドレス

本件対象文書に記載された連絡先 F A X 番号及びメールアドレスは、通常、一定の関係者との間で業務上利用されるものであるが、当審査会が確認したところ本件

決定時点で慣行として一律的に公表されている情報とは認められなかった。

そうすると、これらの情報を公にすると、いたずらや偽計等に使用され、当該法人の業務に支障が生じるなど、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。

したがって、当該情報は条例第8条第3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(5) システム関連情報

実施機関によると、前記4 3のとおり、当該情報は入札等に関するシステムで使用するシステム内部に関する情報であり、公にすることによりいたずらや偽計等に使用された場合、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあるため、条例第8条第6号に該当するとのことであった。

当審査会において当該不開示部分を見分したところ、当該情報が一般に公開されているという事情は認められなかった。

そうすると、当該情報は実施機関の内部管理情報であり、これを公にすることで、入札等に関するシステムに対する不正アクセスを可能にするなど、実施機関における当該システムの管理事務に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

したがって、当該情報は条例第8条第6号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(6) 法人の事業情報

当該不開示部分には見積書を提出した法人のキャンセルに関する規定が記載されているが、当審査会において見分したところ、当該情報は当該法人のホームページに掲載されている内容であり、何人に対しても公にしている性質の情報であることが認められた。

そうすると、当該情報は公にすることで当該法人の正当な利益を害するおそれがあるとは言えないことから、条例第8条第3号に該当せず、開示すべきである。

(7) 法人の預金口座に関する情報

法人の預金口座に関する情報は、それを法人等の内部限りにおいて管理し、開示すべき相手方を限定する等の取り扱いをしている場合には、これを公にすることで内部管理情報が広く知られることになり、法人等の正当な利益を害するものといえる。

当審査会において、本件対象文書を見分したところ、本件対象文書は見積書であり、契約の相手方が確定していない状況で当該情報を提出先に示していることからすれば、当該情報は前述のような管理がされている情報とは認められない。

そうすると、当該情報はこれを公にすることにより、当該法人の正当な利益を害するおそれがあるとは言えず、条例第8条第3号に該当しないことから、開示すべきである。

2 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

3 結論

実施機関は本件決定で不開示とした情報のうち、法人の事業情報及び法人の預金口座に関する情報を開示すべきである。

実施機関のその余の決定は、妥当である。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年月日	処理内容
令和 4年12月23日	諮問書の受付
令和 8年 1月29日	審議
令和 8年 2月25日	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

氏名	職業等	備考
大久保 佳 織	弁護士	部会長職務代理者
久 保 隼 哉	弁護士	
中 岡 靖	千葉県共同募金会監事	部会長

(五十音順)